

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第十九号）【銀行告示】

改 正 案	現 行
（定義） <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・八 （略）</p> <p>九 株式等エクスボージャー 次に掲げるものをいう。 イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの (1)・(2) （略） (3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は剩余金配当請求権を付与するものであること。</p> <p>口・二 （略）</p> <p>十・四十八 （略）</p> <p>四十九 ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ・ロ （略） ハ 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与</p> <p>五十五・五十四 （略）</p> <p>五十五 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保及び適格動産担保を総称していう。</p>	（定義） <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・八 （略）</p> <p>九 株式等エクスボージャー 次に掲げるものをいう。 イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの (1)・(2) （略） (3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は利益配当請求権を付与するものであること。</p> <p>口・二 （略）</p> <p>十・四十八 （略）</p> <p>四十九 ボラティリティの高い事業用不動産貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ・ロ （略） ハ 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与</p> <p>五十五・五十四 （略）</p> <p>五十五 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保及び適格ゴルフ会員権担保を総称していう。</p>

している。

五十六・五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポート・ジャーナー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等(銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるもの)をいう。(以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポート・ジャーナーをいう。

五十九・六十二 (略)

六十三 購入りリテール向けエクスポート・ジャーナー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポート・ジャーナーをいう。

六十四・七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポート・ジャーナーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポート・ジャーナーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミニットメント(スタンダードバイ契約、クレジットライン等)をいう。以下同じ。)及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イート (略)

七十四・八十一 (略)

(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積

五十六・五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポート・ジャーナー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポート・ジャーナーをいう。

五十九・六十二 (略)

六十三 購入りリテール向けエクスポート・ジャーナー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等(銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるもの)をいう。(以下同じ。)が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポート・ジャーナーをいう。

六十四・七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポート・ジャーナーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポート・ジャーナーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(融資契約及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イート (略)

七十四・八十一 (略)

(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積

的永久優先株を含み、社外流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同条第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十八条において同じ。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十条、第二十八条及び第三十三条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十条、第二十八条及び第三十三条において同じ。）

的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。第二十八条において同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（当該連結子法人等が資本勘定に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げたものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第十条、第二十八条及び第三十三条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）

四・五 (略)

257 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）に

四・五 (略)

257 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあっては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）に

ついて連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額

二〇六 （略）

2・3 （略）

（準補完的項目）

第七条 第二条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第三章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十九パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第三章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十九パーセントに相当する額、第十一條に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

二〇四 （略）

（信用リスク・アセットの額の合計額）

ついて連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額

二〇六 （略）

2・3 （略）

（準補完的項目）

第七条 第二条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第三章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十九パーセントに相当する額、第十一條に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

二〇四 （略）

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産（第七十八条第一項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第五条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額の二十分の一に相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第八条第一項に定める控除項目の額

3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただ

第十条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産（第七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、派生商品取引に係る資産、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第五条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第八条第一項に定める控除項目の額

3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。第四十条において同じ。）及び次条第一項第四号及び第六

し、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第四十条において同じ。)及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。第二十一条、第四十条及び第四十四条において同じ。)に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第二十一条、第四十条及び第四十四条において同じ。)

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

258 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式によるマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的

号に掲げるものを除く。)から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

一 営業権に相当する額
(新設)

二 企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。第二十一条、第四十条及び第四十四条において同じ。)に相当する額

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
四 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

258 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式によるマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的

項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法採用行にあっては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあっては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

一六 (略)
2・3 (略)

項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法採用行にあっては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

一六 (略)
2・3 (略)

(準補完的項目)

第十九条 第十四条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十二条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額、第二十二条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額の合計額の七分の五に相当する額とし、基本的項目の額が第十四条の信用リスク・アセツトの額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十四条の信用リスク・アセツトの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(信用リスク・アセツトの額の合計額)

第二十一条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

- 一 第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第十七条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回

(準補完的項目)

第十九条 第十四条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十二条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十四条の信用リスク・アセツトの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(信用リスク・アセツトの額の合計額)

第二十一条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

- 一 第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、派生商品取引に係る資産、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第十七条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回

ントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額

二・四 (略)

3 (略)

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額

四・五 (略)

2・3 (略)

(補完的項目)

第二十九条 第二十五条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に

る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額

二・四 (略)

3 (略)

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（当該連結子法人等が資本勘定に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

四・五 (略)

2・3 (略)

(補完的項目)

第二十九条 第二十五条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に

定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二十五条の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することがができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一五 （略） 2・3

（準補完的項目）

第三十条 第二十五条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百

定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二十五条の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することがができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあっては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一五 （略） 2・3

（準補完的項目）

第三十条 第二十五条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百

章及び第五章において「短期劣後債務」という。)の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十四条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二十五条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一〇四 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあっては、その他の資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、派生商額、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第二十八条第一項税金資産の純額に相当する額が第二十八条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第三十一条第一項に定める控除項目

五十パーセントに相当する額、第三十四条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二十五条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一〇四 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第二十八条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第三十一条第一項に定める控除項目

回る額並びに第三十一条第一項に定める控除項目の額

の額

二・三 (略)

3 (略)

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポートジャーニー及びリテール向けエクスポートジャーナーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パー セントに相当する額

2・3 (略)

(補完的項目)

第四十一条 第三十七条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十七条の

の額

二・三 (略)

3 (略)

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)から次の各号に掲げる額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

一 営業権に相当する額

(新設)

二 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

四 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポートジャーニー及びリテール向けエクスポートジャーナーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パー セントに相当する額

2・3 (略)

(補完的項目)

第四十一条 第三十七条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十七条の

算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十七条の算式の分母(内部格付手法採用行にあつては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第一号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

1-5 (略)
2-3 (略)

(準補完的項目)

第四十二条 第三十七条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第四十五条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の十四

算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十七条の算式の分母(内部格付手法採用行にあつては、第一百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第一号ロに掲げる額については、第一百五十二条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

1-5 (略)
2-3 (略)

(準補完的項目)

第四十二条 第三十七条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第四十五条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超

当額の合計額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十七条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条
(略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
一 第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合(れんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、モディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第四十条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額を上回る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額

目の額

二 一四
(略)

3
(略)

ない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十七条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条
(略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
一 第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合(営業権、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、モディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第四十条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額

二 一四
(略)

(中小企業等向けエクスポートジャーニー及び個人向けエクスポートジャーニーに係る特例)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(延滞エクスポートジャーニー)

第七十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポートジャーニー及び第五十六条から前条まで(第六十九条を除く。)の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポートジャーニーが、抵当権又は売掛債権又は動産担保(第二百五十六条第四項第三号に掲げる運用要

(中小企業等向けエクスポートジャーニー及び個人向けエクスポートジャーニーに係る特例)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(延滞エクスポートジャーニー)

第七十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポートジャーニー及び第五十六条から前条まで(第六十九条を除く。)の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポートジャーニーが、抵当権又は売掛債権により完全に保全されており、かつ、当該エクスポートジャ

件を満たすものに限る。)により完全に保全されており、かつ、当該エクスボージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスボージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントと一セントとする。

3 (略)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額(見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。)に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (パー セント)	オフ・バランス取引の種類	備 考
零	一 (略)	(削除)
二十		
三 (略)	二 原契約期間が一年以下のコミットメント(前号に規定するコミットメントを除く。)	

ヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスボージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3 (略)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額(見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。)に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (パー セント)	オフ・バランス取引の種類	備 考
零	一 (略)	(略)
二十		
三 (略)	二 原契約期間が一年以下のコミットメント(第一号に規定するコミットメントを除く。)	は、スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。

百 削除) 五・六 (略)	四 特定の取引に係る偶發 債務 (前号に該当するも のを除く。) (略)	五十	
	(略) (略)	五・六 (略)	四 特定の取引に係る偶發 債務 (第三号に該当する ものを除く。) (略)
		百 付の資産売却 八 買戻条件付又は求償権 七 (略)	五十
することとなる 全部又は一部を負担 する手法採用行が損失の 売却を行つた標準的	買戻条件付の資産 の売却とは、金銭債権、 証券又は固定資産等 が発生した場合には 売却した資産を買い 戻すという特約の付 されたものをいう。以 下同じ。 求償権付の資産売 却とは、金銭債権、証 券又は固定資産等の 売却のうち、原債務者 の債務不履行又は資 産価値の低下につき、	百 (略)	四 特定の取引に係る偶發 債務 (第三号に該当する ものを除く。) (略)

(削除)

(削除)

九
先物資産購入、先渡預
金、部分払込株式の購入
又は部分払込債券の購入

をいう（ただし、証券
化エクスポージャー
及びレポ形式の取引
に該当するものを除
く。）。以下同じ。

先物資産購入とは、
将来の一定期日にお
いて一定の条件によ
り金銭債権又は証券
等の購入を行う契約
(外国為替関連取引に
又は金利関連取引に
該当するものを除
く。)をいう。以下同
じ。

先渡預金とは、将来
の一定期日において
一定の条件により預
入を行う契約をいう。
以下同じ。

部分払込株式の購
入又は部分払込債券
の購入とは、株式又は
債券の発行時に発行
価格又は額面金額の

百 （ペーセ ント）	掛 目	（注1）・（注2） (略)	八 有価証券の貸付、現金 若しくは有価証券による 担保の提供又は有価証券 の買戻条件付売却若しく は売戻条件付購入
一 (略)	オフ・バランス取引の種類	備 考	（注1）・（注2） (略)
賈戻条件付の資産 売却とは、金銭債権、 証券又は固定資産等 の売却のうち、一定期			2 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行いう場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛け目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。
百 （ペーセ ント）	掛 目	（注1）・（注2） (略)	十 有価証券の貸付、現金 若しくは有価証券による 担保の提供又は有価証券 の買戻条件付売却若しく は売戻条件付購入
一 (略)	オフ・バランス取引の種類	備 考	（注1）・（注2） (略)
（新設）			2 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行いう場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛け目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

一部が払い込まれ、発
行後の一定期又
は発行者の指定する
時期において追加的
な払込みの行われる
株式又は債券の購入
をいう。以下同じ。

間後又は一定の条件
が発生した場合には
売却した資産を買い
戻すという特約の付
されたものをいう。以
下同じ。

求償権付の資産売
却とは、金銭債権、証
券又は固定資産等の
売却のうち、原債務者
の債務不履行又は資
産価値の低下につき、
売却を行つた標準的
手法採用行が損失の
全部又は一部を負担
することとなるもの
をいう（ただし、証券
化エクスボージャー
及びレポ形式の取引
に該当するものを除
く）。以下同じ。

先物資産購入とは、
将来の一定期日にお
いて一定の条件によ
り金銭債権又は証券

二
(略)

二
(略)

(新設)

等の購入を行う契約

(外国為替関連取引

又は金利関連取引に

該当するものを除く。)をいう。以下同じ。

先渡預金とは、将来

の一定期日において

一定の条件により預

入を行う契約をいう。

以下同じ。

部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入をいう。以下同じ。

(注)

(略)

(注)

(略)

(与信相当額の算出)

第七十九条 (略)

2 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

(与信相当額の算出)

第七十九条 (略)

2 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

○【銀行告示】

(オフ・バランス取引の担保)

第八十八条 標準的手法採用行は、第七十八条第一項第八号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となつてゐる借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第九十条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 (略)

2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用行が、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、毎営業日の時価評価を行つており、かつ、保有期間が十営業日のとき、八パーセントとする。

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 (略)

2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用行が、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、八パーセントとする。

(オフ・バランス取引の担保)

第八十八条 標準的手法採用行は、第七十八条第一項第十号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となつてゐる借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第九十条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(ボラティリティ調整率の調整)

第一百条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用い

(ボラティリティ調整率の調整)

第一百条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用い

て行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 (略)

二 「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」を行った
めの式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

(略)

T_x は、 H_N を算出するために用いた保有期間

3

(略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第一百一条 標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第九十一条又は第一百四条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

一〇七 (略)

八 当該標準的手法採用行が取引を終了させることができる事由
(取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用行が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

て行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 (略)

二 「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」を行った
めの式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

(略)

T_x は、 H_N を算出するために用いた保有期間

3

(略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第一百一条 標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第九十一条又は第一百四条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

一〇七 (略)

八 当該標準的手法採用行が取引を終了させることができる事由
(取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用行が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

2 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用)

第一百三条 標準的手法採用行は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる」と。

2 (略)

(計算方法)

第一百四条 標準的手法採用行は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + \Sigma (E_s \times H_s) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E^{*}は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を示す。

2 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用)

第一百三条 標準的手法採用行は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる」と。

2 (略)

(計算方法)

第一百四条 標準的手法採用行は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + \Sigma (E_s \times H_s) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E^{*}は、当該複数のレポ形式の取引のリスク削減手法適用後エクスボージャー額を示す。

スパートナー額（ただし、零を下回らない値とする。）

（略）

（貸出金と自行預金の相殺）

第一百七条 標準的手法採用行は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスパートナー額とすることができます。ただし、貸出金と自行預金の通貨が同一でない場合には、第九十四条第二項又は第九十七条第三項第三号に定めるところに従つて、担保とエクスパートナーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一 当該標準的手法採用行は、取引相手（相殺の対象となる自行預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかるらず、当該取引に関連する国において貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二 一四 （略）
2 （略）

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第一百二十条 標準的手法採用行がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第一百十八条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を

一ジャーラー額（ただし、零を下回らない値とする。）

（略）

（貸出金と自行預金の相殺）

第一百七条 標準的手法採用行は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスパートナー額とすることができます。ただし、貸出金と自行預金の通貨が同一でない場合には、第九十四条第二項又は第九十七条第三項第三号に定めるところに従つて、担保とエクスパートナーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一 当該標準的手法採用行は、取引相手（相殺の対象となる自行預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかるらず、当該取引に関連する国において貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二 一四 （略）
2 （略）

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第一百二十条 標準的手法採用行がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第一百十八条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を

満たさなければならない。

一 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ (略)

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ (略)

二五七 (略)

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第一百二十八条 (略)

2 標準的手法採用行は、前項のボラティリティ調整率について第百条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うものとする。

3 (略)

(予備計算)

第一百四十二条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする銀行は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度

満たさなければならない。

一 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ (略)

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ (略)

二五七 (略)

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第一百二十八条 (略)

2 標準的手法採用行は、前項のボラティリティ調整率について第百条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うものとする。

3 (略)

(予備計算)

第一百四十二条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする銀行は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する営業年度

の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度（第百七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、内部格付手法採用行が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される銀行又は当該組織再編成後に存続する銀行が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする銀行が当該組織再編成前の内部格付手法採用行における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、「」の限りでない。

2・3 (略)

4) 前三項の規定は、内部格付手法の使用を開始しようとする日が十
月一日以降である場合について準用する。この場合において、第一
項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使
用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」と
読み替えるものとする。

2・3 (新設)

の前営業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前営業年度の中間予備計算報告書（営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの内部格付制度（第百七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該営業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前営業年度の予備計算報告書（営業年度の内部格付制度の運用状況及び当該営業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前営業年度の中間予備計算報告書に代えて、当該使用を開始しようとする日の属する営業年度の中間予備計算報告書を作成しなければならない。

(内部格付手法の適用)

第一百四十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、自行の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(適用除外)

第一百四十八条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対し、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額がその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2 (略)

(内部格付手法の適用)

第一百四十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、自行の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる企業分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(適用除外)

第一百四十八条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対し、標準的手法を適用することができる。ただし、次の事項に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2 (略)

(期待損失額)

第一百五十条 (略)

2 第百五十三条第三項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従つて、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(略)

3 第百五十三条第五項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(略)

4 ～ 6 (略)

(一般貸倒引当金の配分)

第一百五十二条 (略)

2 内部格付手法採用行は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのつとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

(期待損失額)

第一百五十条 (略)

2 第百五十三条第三項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けの期待損失額は、当該エクspoージャーの EAD に以下の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(略)

3 第百五十三条第五項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けの期待損失額は、当該エクspoージャーの EAD に以下の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(略)

4 ～ 6 (略)

(一般貸倒引当金の配分)

第一百五十二条 (略)

2 銀行は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのつとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

(事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセシトの額)

第百五十三条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセシトの額は、第百五十五条に定める PD、第百五十六条に定める LGD、第百五十七条に定める EAD 及び第百五十八条に定めるマチュリティ (M) を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (K) は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 (監)
二 (監)

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PD が百パーセントの場合は一とする (以下同じ。)。

$G(x)$ は、 $N\{x\}$ の逆関数 (以下同じ。)

EL は、PD に LGD を乗じた率。ただし、PD が百パーセントの場合は第二百六条第六項に定める $EL_{default}$ とする (監百五十四条の二第三項第三号を除き、以下同じ。)。

(事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセシトの額)

第百五十三条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセシトの額は、第百五十五条に定める PD、第百五十六条に定める LGD、第百五十七条に定める EAD 及び第百五十八条に定めるマチュリティ (M) を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (K) は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 (監)
二 (監)

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PD が百パーセントの場合は一とする (以下同じ。)。

$G(x)$ は、 $N\{x\}$ の逆関数 (以下同じ。)

EL は、PD に LGD を乗じた率。ただし、PD が百パーセントの場合は第二百六条第六項に定める $EL_{default}$ とする (以下同じ。)。

三・四 (監)

2 (監)

3 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け
貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第百五十三条に定める

3 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第百五十三条に定める

める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライティリアに割り当て、エクスポート・ジャーナーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（略）

4 第一項の規定にかかわらず、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセツトの額は、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

（略）

5 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの（Ⅱ）の推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライティリアに割り当て、エクスポート・ジャーナーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（略）

4 第一項の規定にかかわらず、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセツトの額は、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

（略）

5 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けの（Ⅲ）の推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライティリアに割り当て、エクスポート・ジャーナーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライティリアに割り当て、エクスポート・ジャーナーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポート・ジャーナーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

ボージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(略)

6・7 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第一百五十四条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合（基礎的内部格付手法採用行の場合は、第二百二十二条各号に掲げるもの又は4-2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセztトの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

3 第一項の場合において、内部格付手法採用行は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、同項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又は

ジャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(略)

6・7 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第一百五十四条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合（基礎的内部格付手法採用行の場合は、第二百二十二条各号に掲げるもの又は4-2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）は、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセztトの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

3 第一項の場合において、内部格付手法採用行は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、前項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又は

プロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを用いなければならない。

4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十四条の二 (略)

2 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセシトの額は、次条に定めるPD、第百五十六条に定めるLGD、第百五十七条に定めるEAD及び第百五十八条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{dp})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_O)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(g)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二 (略)
三

プロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを用いなければならない。

4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十四条の二 (略)

2 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセシトの額は、次条に定めるPD、第百五十六条に定めるLGD、第百五十七条に定めるEAD及び第百五十八条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{dp})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_O)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(g)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二 (略)
三

所要自己資本率

$$(K_o) = \frac{\left[LGD_s \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]}{\times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}}$$

LGDg は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値
PDo は、被保証債権又は原債権の債務者の PD
EL は、PDo に LGDg を乗じた率。ただし、PDo が百パーセントの場合は第二百六十六条に定める EL_{default} とする。

四・五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポートシャー \ominus LGD)

第一百五十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかるず、事業法人等向けエクスポートシャー（後債権を除く）に適格金融資産担保が設定されでる場合は、法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用行は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の用リスク削減手法の効果を勘案する」とがやむ。

(略)

所要自己資本率

$$(K_o) = LGD_s \times \left[N \left(\frac{G(PD_o) + \sqrt{R} \times G(0.999)}{\sqrt{1-R}} \right) - PD_o \right] \times \frac{1 + (M - 2.5) \times b}{1 - 1.5 \times b}$$

LGDg は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値
PDo は、被保証債権又は原債権の債務者の PD

四・五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポートシャー \ominus LGD)

第一百五十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかるず、事業法人等向けエクスポートシャーに適格金融資産担保が設定されでる場合は、法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用行は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案する」とがやむ。

(略)

4・5 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百五十七条 条 (略)

2・3 (略)

4 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十八条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用行は、適用可能な掛けうち低い方を適用する。

— NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛けうちは七十五ペーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零ペーセントとする。

1 (略)

5 (略)

(マチユリティ)

第一百五十八条 条 (略)

2 (略)

(マチユリティ)

第一百五十八条 条 (略)

2 (略)

4 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十八条に掲げる掛けうちを乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用行は、適用可能な掛けうち低い方を適用する。

— NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛けうちは七十五ペーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零ペーセントとする。

1 (略)

5 (略)

(マチユリティ)

第一百五十八条 条 (略)

2 (略)

3 第一項ただし書の規定にかかるわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについて

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百五十七条 条 (略)

2・3 (略)

4 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十八条に掲げる掛けうちを乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用行は、適用可能な掛けうち低い方を適用する。

— NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛けうちは七十五ペーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零ペーセントとする。

1 (略)

5 (略)

(マチユリティ)

第一百五十八条 条 (略)

2 (略)

3 第一項ただし書の規定にかかるわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについて

は、一年の下限を適用しない。この場合において、マチユリティは、一日以上の実効マチユリティを用いるものとする。

一〇三 (略)

四 有価証券等又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスボージャー

4・5 (略)

（リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第一百六十二条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

（信用リスク・アセツトのみなし計算）

第一百六十七条 内部格付手法採用行は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセツトの総額をもつて当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクスボージャーの裏付けと

は、一年の下限を適用しない。この場合において、マチユリティは、一日以上の実効マチユリティを用いるものとする。

一〇三 (略)

四 有価証券、コモディティ、外国通貨又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスボージャー

4・5 (略)

（リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第一百六十二条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができます。

（信用リスク・アセツトのみなし計算）

第一百六十七条 内部格付手法採用行は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトを直接に計算することができない場合で、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセツトの総額をもつて当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトとすることができる。

なる個々の資産に株式等エクスポートが含まれており、かつ、当該エクスポートの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポートが占めるときは、当該エクスポートの額に、当該エクスポートの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポートに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポートの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 内部格付手法採用行は、保有するエクスポートの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポートの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスポートの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないとときは、当該エクスポートが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポート」とあるのは「エク

なる個々の資産に株式等エクスポートが含まれており、かつ、当該エクスポートの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポートが占めるときは、当該エクスポートの額に、当該エクスポートの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポートに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポートの信用リスク・アセットとすることができます。

3 内部格付手法採用行は、保有するエクスポートの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポートの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスポートの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないとときは、当該エクスポートが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポート」とあるのは「エク

「スパー・ジャー」と読み替えるものとする。

一～二 (略)

5 内部格付手法採用行は、保有するエクス・スパー・ジャーの信用リスク・アセシトの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクス・スパー・ジャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクス・スパー・ジャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクス・スパー・ジャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクス・スパー・ジャーの信用リスク・アセシトの額とすることができます。

6 (略)

「スパー・ジャー」と読み替えるものとする。

一～三 (略)

5 内部格付手法採用行は、保有するエクス・スパー・ジャーの信用リスク・アセシトを直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクス・スパー・ジャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクス・スパー・ジャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクス・スパー・ジャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクス・スパー・ジャーの信用リスク・アセシトの額とすることができます。

6 (略)

○【銀行告示】

(適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百七十条 (略)

2 基礎的内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスボージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスボージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百五十五条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスボージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値（ただし、○・○三パーセントを下回らないものとする。）又はEを四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

3 ～ 7 (略)

8 内部格付手法採用行が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーの実効マチユリティ(※)は、当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスボージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスボージャーごとに第百五十八条に基づき算出された実効マチユリティ(※)を算出し、適格購入事業法人等向けエクスボージャーの残高で加重平均した期間とす

(適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百七十条 (略)

2 基礎的内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスボージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスボージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百五十五条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスボージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値（ただし、○・○三パーセントを下回らないものとする。）又はEを四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

3 ～ 7 (略)

8 内部格付手法採用行が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーの実効マチユリティ(※)は、当該適格購入事業法人等エクスボージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスボージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスボージャーごとに第百五十八条に基づき算出された実効マチユリティ(※)を算出し、適格購入事業法人等向けエクスボージャーの残高で加重平均した期間とす

とする。

9 前項及び第百五十八条の規定にかかる、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチユリティは、コミシトメントの残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチユリティを有する債権のマチユリティと購入債権に係る信用供与枠のマチユリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたつてリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用行が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーのマチユリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチユリティとすることができます。

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第一百七十七条 (略)

2 第百五十四条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスボージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーの格付の構造)

第一百八十二条 (略)

2 (略)

3 内部格付手法採用行は、各債務者格付の定義を規定するに当たつ

る。

9 前項及び第百五十八条の規定にかかる、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチユリティは、融資シトメントの残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチユリティを有する債権のマチユリティと購入債権に係る信用供与枠のマチユリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたつてリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用行が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーのマチユリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチユリティとすることができます。

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第一百七十七条 (略)

2 第百五十四条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「見積残存価額」と、「被保証債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーの格付の構造)

第一百八十二条 (略)

2 (略)

3 内部格付手法採用行は、各債務者格付の定義を規定するに当たつ

ては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

4～6

(略)

(事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与)

第百九十二条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第百九十九条 内部格付手法採用行は、自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 (略)

(監視)

第二百二十五条 内部格付手法採用行は、EAD の推計の対象となるエクスボージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

1 (略)

ては、当該債務者格付に付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

4～6

(略)

(事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与)

第百九十二条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付に付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第百九十九条 内部格付手法採用行は、所要自己資本の額の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 (略)

(監視)

第二百二十五条 内部格付手法採用行は、EAD の推計の対象となるエクスボージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

二 エクスポート・ジャーナーの額、コミニットメントに対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

第二百二十九条（略）

2 内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーナーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD 若しくは LGD (PD 及び LGD については EL を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。) を推計する場合又は EL_{dilution} を推計する場合及び購入リテール向けエクスポート・ジャーナーについて PD、LGD 又は EL_{dilution} を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーナー又は購入リテール向けエクスポート・ジャーナーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用行が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘査しなければならない。

3・4 （略）

（標準的手法における証券化エクスポート・ジャーナーに対する信用リスク・アセシト）

第二百四十九条（略）

2・6 （略）

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミニットメント及び信用補完等の証券化エクスポート・ジャーナーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポート・ジャーナーの原資産を構成する個別の資産

第二百二十九条（略）

2 内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーナーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD (PD 及び LGD については EL を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。) を推計する場合又は EL_{dilution} を推計する場合及び購入リテール向けエクスポート・ジャーナーについて PD、LGD 又は EL_{dilution} を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーナー又は購入リテール向けエクスポート・ジャーナーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用行が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘査しなければならない。

3・4 （略）

（標準的手法における証券化エクスポート・ジャーナーに対する信用リスク・アセシト）

第二百四十九条（略）

2・6 （略）

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCP プログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポート・ジャーナーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポート・ジャーナーの原資産を構成する個別の資産

二 エクスポート・ジャーナーの額、融資枠契約に対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百分率のうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

8 (略)

(内部評価方式の運用要件)

第二百六十五条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならぬ。

一・十 (略)

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスボージャーの実績が対応する内部評価から恒常に乖離している場合は必要に応じて調整が行われている」と。

十二～十六 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

2 (略)

3 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについては、想定元本額

に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百分率のうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

8 (略)

(内部評価方式の運用要件)

第二百六十五条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一・十 (略)

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスボージャーの実績が対応する内部評価が恒常に乖離している場合は必要に応じて調整が行われている」と。

十二～十六 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

2 (略)

3 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについては、想定元本額

のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセシトの額とすることができます。

一・二 (略)

三 市場が機能不全となつていてる場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十ペーセント

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百七十三条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセシトの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスボージャーの額」とあるのは、「証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスボージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛け目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十一条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリス

のうち未実行部分の額に次に掲げる掛け目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセシトの額とすることができます。

一・二 (略)

三 市場が機能不全に陥つていてる場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十ペーセント

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百七十三条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセシトの額を算出する場合に準用する。この場合において、投資家の保有に係る証券化エクスボージャーの額とは、証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額をいう。

2 (略)

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセシトの額は、投資家の保有する証券化エクスボージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛け目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十一条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリス

ク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
(略)	(略)
(注1)・(注2) (略)	(略)
2 (略)	(略)

ク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
(略)	(略)
(注1)・(注2) (略)	(略)
2 (略)	(略)

(承認の基準)

第三百八条 金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第三百六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーション・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、取締役会等及び執行役員（オペレーション・リスクの管理について業務執行権限を授権されたもの）をいう。以下この条及び別表第一の注において同じ。）の責任が明確化されていること。

二五七 (略)

(予備計算)

第三百四十四条 先進的計測手法の使用について第三百十二条第一項の承認を受けようとする銀行は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、先進的計測手法採用行が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される銀行又は当該組織再編成後に存続する銀行が先進的計測手法の使用について

(承認の基準)

第三百八条 金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第三百六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーション・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、取締役会等及び執行役員（オペレーション・リスクの管理について業務執行権限を授権されたもの）をいう。以下この条において同じ。）の責任が明確化されていること。

二五七 (略)

(予備計算)

第三百四十四条 先進的計測手法の使用について第三百十二条第一項の承認を受けようとする銀行は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する営業年度の前営業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前営業年度の中間予備計算報告書（営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該営業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前営業年度の予備計算報告書（営業年度の管理体制の運用状況及び当該営業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前営業年度の中間予備計算報告書に代えて、当該使用を開始しようとする日の属する営業年度の中間予

承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が先進的計測

手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする銀行が当該組織再編成

前の先進的計測手法採用行における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、「この限りでない」。

2・3 (略)

4 前三項の規定は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合について準用する。この場合において、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」と読み替えるものとする。

附 則

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

第四条 (略)
2・3 (略)

4 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法採用行になる

うとする銀行に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第百四十二条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書に準ずる書類を作成する」とができるとき

備計算報告書を作成しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

附 則

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

第四条 (略)
2・3 (略)

4 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法採用行になる

うとする銀行に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第百四十二条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書に準ずる書類を作成する」とができるとき

業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。

5 (略)

業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。

5 (略)

(先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)

第八条 (略)

2 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法採用行にならうとする銀行に対する新告示第三百四十四条の規定の適用については、同一条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。

3・4 (略)

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第五項、第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)

第八条 (略)

2 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法採用行にならうとする銀行に対する新告示第三百四十四条の規定の適用については、同一条第一項中「営業年度の前営業年度」とあるのは「営業年度の二年前の営業年度」と、「当該前営業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する営業年度の前営業年度及び二年前の営業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する営業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する営業年度及びその前営業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。

3・4 (略)

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第五項、第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

自己資本比率	所要自己資本の額
国際統一基準 の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条第七項及び第七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額
国際統一基準 の単体自己資本比率	旧告示第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第十四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十四条第八項及び第十七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額
自己資本比率	所要自己資本の額
国際統一基準 の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、連結調整勘定に相当する営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条第七項及び第七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額
国際統一基準 の単体自己資本比率	旧告示第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び旧告示第十四条第一項に掲げる営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十四条第八項及び第十七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額

		形固定資産に相当する額並びに旧告示第一十三 条第三項及び第二十五条に定めるところにより控 除されることとなる額の合計額から旧告示第 二十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額
国内基準の単 体自己資本比 率	旧告示第二十八条の算式の分母の額に四パーセ ントを乗じて得た額、旧告示第三十条第一項に 掲げるのれんに相当する額（正の値である場合 に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合に より計上される無形固定資産に相当する額並び に旧告示第三十三条第三項及び第三十二条に定め るところにより控除されることとなる額の合計 額から旧告示第三十一条第一項第二号に掲げる 額を控除した額	旧告示第二十八条の算式の分母の額に四パーセ ントを乗じて得た額、旧告示第三十条第一項に 掲げる営業権に相当する額及び企業結合により 計上される無形固定資産に相当する額並びに旧 告示第三十三条第三項及び第三十二条に定めると ころにより控除されることとなる額の合計額か ら第三十一条第一項第二号に掲げる額を控除し た額
	（株式等エクスボージャーに関する経過措置） 第十三条（略）	（株式等エクスボージャーに関する経過措置） 第十三条（略）
2 前項の場合において、内部格付手法採用行は、当該エクスボージ ヤーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式の分割に起因す る保有株式の数の増加が生じる場合であって、当該保有株式の数の 増加が当該内部格付手法採用行による投資額の増加によるものでな いときは、当該エクスボージャーを継続して保有しているものとし て扱うことができる。	2 前項の場合において、内部格付手法採用行は、当該エクスボージ ヤーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式分割に起因す る保有株式の数の増加が生じる場合であって、当該保有株式の数の 増加が当該内部格付手法採用行による投資額の増加によるものでな いときは、当該エクスボージャーを継続して保有しているものとし て扱うことができる。	第三項及び第二十五条に定めるところにより控 除されることとなる額の合計額から第二十四条 第一項第二号に掲げる額を控除した額
3～5 （略）	（未決済取引等に関する経過措置）	（未決済取引等に関する経過措置）

第十四条 (略)

2 (略)

3 銀行は、平成二十年三月三十日まで、新告示第十条、第二十一条、第三十三条及び第四十四条の規定にかかるわらず、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(証券化エクスボージャーに関する経過措置)

第十五条 標準的手法採用行は、新告示第二百四十九条の規定にかかるわらず、平成十八年三月三十一日において保有する証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスボージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスボージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

(標準的手法における法人等向けエクスボージャーの特例に係る適用日前の届出)

第十六条 標準的手法採用行になるとする銀行は、平成十九年三月三十一日においても、新告示第六十七条第二項の規定により、同条第一項の規定を利用する旨の届出をすることができる。

第十四条 (略)

2 (略)

3 銀行は、平成二十年三月三十日まで、新告示第十条、第二十一条、第三十三条及び第四十四条の規定にかかるわらず、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(証券化エクスボージャーに関する経過措置)

第十五条 標準的手法採用行は、新告示第二百四十九条の規定にかかるわらず、平成十八年三月三十一日において保有する証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスボージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスボージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とするとができる。

(新設)